

た書面)及び、④(パリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権を主張する旨及び並びに最初の出願をした国名及びその出願の年月日を記載した書面)及び⑥(パリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権主張の優先権証明書)は当該新たな特許出願と同時に提出されたものとみなされます(特46(5), 準用特44(4))。

② もとの実用新案登録出願又は意匠登録出願について提出された証明書(特施規第4条の3～第7条、第8条第1項の規定によるもの)が変更を要しないものであるときは、その旨を願書に表示してその提出を省略することができます(特施規31(2))。

③ もとの実用新案登録出願又は意匠登録出願の願書に添付した図面が変更を要しないものであるときは、その旨を願書に表示してその提出を省略することができます(特施規31(3))。

(5) もとの出願の地位

出願変更があったときは、もとの出願は取り下げられたものとみなされます(特46(4))。

(6) 願書の作成方法

特施規様式第28(第23条(4)関係)

【書類名】	特許願
【整理番号】	
【特記事項】	特許法第46条第1項の規定による特許出願
(【提出日】	平成 年 月 日)
【あて先】	特許庁長官 殿
【原出願の表示】	
【出願番号】	
【出願日】	
.	
.	
.	
【提出物件の目録】	
【物件名】	特許請求の範囲 1
【物件名】	明細書 1
【物件名】	(図面 1)
【物件名】	要約書 1

[備考]

1 特許法第46条第2項の規定による出願の変更をするときは、「【特記事項】」の欄の「特許法第46条第1項」を「特許法第46条第2項」とする。

2 「【原出願の表示】」の欄の「【出願番号】」には「実願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇」、「【出願日】」には「平成何年何月何日」のようにもとの実用新案登録出願の番号及び年月日を記載し、特許法第46条第2項の規定による出願の変更をするときは、「【出願番号】」には「意願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇」、「【出願日】」には「平成何年何月何日」のようにもとの意匠登録

出願の番号及び年月日を記載する。ただし、もとの出願の番号が通知されていないときは、「【出願日】」には、「平成何年何月何日提出の実用新案登録願」のようにもとの実用新案登録出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、もとの出願の願書に記載した整理番号を記載し、もとの国際実用新案登録出願についての出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【国際出願番号】」とし、「PCT/○○○○○/○○○○○」のように国際出願番号を記載し、「【国際出願番号】」の欄の次に「【出願の区分】」の欄を設けて「実用新案登録」と記載し、特許法第46条第2項の規定による出願の変更をするときは、「【出願日】」には「平成何年何月何日提出の意匠登録願」のようにもとの意匠登録出願の年月日を記載する。

- 3 第31条第2項又は第3項の規定により証明書又は図面の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書等の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、「変更を要しないため省略する。」と記載する。また、2以上の証明書等の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【物件名】

【援用の表示】

【物件名】

【援用の表示】

- 4 その他は、様式第26の備考と同様とする。